

## 平成 23 年度 第 2 回 緑のまちづくり審議会 議事録

1 日 時 平成 23 年 11 月 11 日 (金) 10:00~12:00

2 場 所 市役所 本庁舎 2 階会議室

3 出席者 委 員： 浅川昭一郎委員(会長)、金子正美委員、富田辰夫委員  
高橋裕委員、松野敏委員、小屋亮子委員、山口貴子委員  
山北雅宏委員、村元邁委員

北広島市：	企画財政部長	岩泉功一
(事務局)	都市計画課長	高橋孝一
	都市計画課	主査 川口弘恭
		主任 相木洋

事務局 皆さんおはようございます。定刻よりは若干早いんですが、出席の方がお揃いになりましたので、ただいまより平成 23 年度第 2 回北広島市緑のまちづくり審議会を開会いたします。

本日は、お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会進行を進めさせていただきます都市計画課の高橋です。よろしくお願いいたします。それでは審議に入ります前に企画財政部長の岩泉よりごあいさつを申し上げます。

事務局  
(岩泉部長) (挨拶)

事務局 部長につきましてはこのあと所用がございますので、この場で退席をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは次第に従いまして次第 3 に移ります。浅川会長に一言ごあいさつをいただきまして、これ以降の会議の進行につきましては会長に一任をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長 それでは、平成 23 年度第 2 回目の審議会を進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(会長挨拶)

本日の審議会の成立について、事務局より報告を求めます。

事務局 私の方からは審議会成立の報告をさせていただきます。

北広島市緑のまちづくり条例施行規則第 8 条第 3 項の規定では、本審議会の成立は、委員の過半数の出席となっております。

本日の審議委員の出席状況につきましては、柿澤委員が仕事の都合で欠席となっておりますが、そのほかの委員は出席しており、委員 10 名中 9 名の出席となっております。

したがいまして、過半数以上の出席でありますので、本日の審議会は成立している旨を報告申し上げます。

会長 只今、事務局より本日の審議会が成立する旨の報告がありましたので、会議を進めさせていただきます。

続きまして議事録署名委員の指名でございますが、私の方から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は富田委員と山北委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会議次第 5 審議事項北広島市緑の基本計画の見直しについて、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは私の方から前段ご説明をさせていただきたいと思います。説明に入ります前に前回 10 月 14 日に開催しました第 1 回審議会について確認の意味も含めまして少し振りかえたいと思います。前回の審議会では北広島市長から緑の基本計画の見直しについて当審議会に諮問をさせていただき、現在の緑の基本計画の概要や将来の緑の予測、それから今後の審議のスケジュールなどについて説明をさせていただいたところでございます。現在の緑地の状況について再検証をするとともに、将来の予測を試算して皆様にお示したところでございます。その試算では農業者の高齢化、それから後継者不足などの影響により離農や休耕地が増え農地が大幅に減少すること、それから民有林につきましては一部土取りや資材置場などへの転用により今後も減少することが予想されることから、平成 16 年に計画を作成した当初の平成 32 年目標については緑地の総量で比較しますと約 400ha ほど減少するという試算をしたところでございます。北広島市の緑につきましては北海道が全国一位でありまして、その平均値を上回っている状況ではあります。今後はどのようにして豊かな緑を維持保全していくかということが今後の課題ではないかということが浮彫りになったところでございます。本日皆様にご審議をお願いいたします内容につきましては、緑の基本計画の 5 章「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」それから、第 6 章の重点プロジェクトにおける「緑づくりの方針について」を皆様からご意見をいただきたいと思いますと考えております。細かな修正すべき内容につきましてはこのあと担当から説明をさせていただきます。これまでの施策の実施状況、今後の見通しなどを関係する部署部局と事前にヒアリングを行ってまいりまして、その結果をまとめたものでございます。ご質問等も含めて闊達なご意見をいただきたいと思います。それでは詳しい内容につきまして担当から説明をさせていただきます。

(第 5 章についての見直し内容について説明)

会長

ありがとうございました補足ございますか？

事務局

すいません、配布しましたこの裏表の紙については緑保全地区という市の条例に基づいて保全した地域です。市条例の緑のまちづくり条例第 6 条で市が保全すべき部分を指定しております。この条例において保全している地区は現在 2 箇所でございます。配布した紙の裏面に図がありまして、広島神社の森とグリーンパークの傾斜地が条例に基づく緑保全地区として指定されている箇所でございます。また、先ほどの説明で都市計画法における風致地区の指定がなかなか難しいという理由としては、指定を行う土地にある民有林の所有者を調べていきますと現状有姿分譲となっています。そのため、その方々から同意をいただくことが現実的に難しいので風致地区を削除しております。また先ほど言いました緑保全地区が 2 箇所しかありませんので、その代わりに今後積極的に拡大をしていこうという意味合もございます。また、南の里にあります緑地保

全地区と名前が似ていて混同されるかと思われますが、基となる法律は違います。目的がだいたい似ていますが少し違うということもご理解いただきたいと思っております。以上です

会長                   それでは只今のご説明につきましてご意見やご質問を伺いたいと思います。またこの第5章以外の他の項目に関しまして、もしご意見等ございましたらどうぞ。

委員                   最初にあります5の2「豊かな森や林を将来の世代に引き継ぐための施策」の「仁別・三島の森の保全」の項目で「市民と協働で保全する」という部分を削除した理由はこれができなくなっているのではという説明でしたが、具体的に何か問題があったのでしょうか？「市民と協働」どちらかといえば「市民と協働である」ことをこれから進めていかなければならない世の中の流れからすると逆戻りかなと思うんですが、何の理由があってこの言葉を削除したのか伺いたいです。

事務局               当初はこの森を市民と協働で守っていくということではありましたが、その後、北海道の水源涵養保安林として整備することとなりました。結果は森林としては守られていますが、保安林としての制限で市民協働での保全はできないことから削除した理由でございます。

現地には去年行ったかと思えます。計画年の平成16年には森の整備手法がまだ決まっていなく手作りでやろうという意識から市民と協働で植林などをして施業していく考え方がありました。その後、整備手法や補助金を検討した結果、道の水源涵養保安林に指定されました。それで道事業で林道の整備、風倒木の整理と施業が行えるようになりました。本来は市民と協働で行うことが望ましい姿ではありましたが、このような整備の手法が決まったので協働の部分を削除したとご理解ください。ここは森として復活するために整備は進めておまして、平成25年まで事業があります。若干完了の時期は延びるかと思えますが、森林整備事業として整備をしていきます。決してやらないという意味ではありませんのでご理解ください。

委員                   市民参加条例を策定されたところからすれば、住んでいる人がどうしたいかとかってという意見を聞きながら進めていくのがまちづくりのすべてだと思っていました。ただ今の話を聞けばそこまで進んでいることと道の指導でということも伺ったので、今後市民のアイデアとか気持ちが入るようなことがあれば十分だと思います。

事務局               それで、今日配りました資料の最後にあります富ヶ岡の森ですが、この森は手づくりで、市民協働で森を育てるフィールドにしようという考え方がござい

ます。実際に植樹祭等もやっていますし、全部が市民協働の形にはなりませんが、市街地から近いということもあって学校の生徒たちも毎年植樹祭をして少しずつ植林をしています。今後は、この森が市民との活動フィールドになるのかと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員 私も気の付いたことで申し上げます。先ほどの質問と関連しているんですが、仁別の山について市民と協働で行う部分として前に聞いている限りでは学習の森という構想があったと思うんですが。なくなりましたか？

事務局 学習の森は自転車道の学習の森と別ですか？

委員 学習の森とは子供たちも参加がその森林で学ぶという考えがあったと思いましたが。

事務局 確かに今おっしゃいましたことは、平成16年時には、体験学習もできる森にする計画もあったと思われます。しかし、その後は整備するための補助金の問題もあり北海道の保安林指定により森を守っていこうという方針になりました。また、富ヶ岡の森を買ったこともあって仁別・三島の森ではなく、市街地に近いそちらに学習活動などができる協働の森づくりをしていきたいという考え方でおります。

委員 富ヶ岡の森の関係ですが、整備されるのはどのくらいのエリアになりますか？買った土地だけですか？この図面を付けている部分だけですか？

事務局 ここにあります図面を見ていただきまして、買収している土地は赤で囲っている②番の区域です。また、それとほぼ同じぐらいの面積の部分が②番の右上角にあります。それらを全部併せて16ha 違いました約13ha あります。この土地はご承知の方もいらっしゃるかと思いますがサンパークゴルフ場をつくったときに造成主の三井農林住販が所有していた土地でございました。サンパークゴルフ場をつくるにあたって、当初計画予定の土地よりも余計に購入したということもあって、ゴルフ場が完成したあとに市に買収の申入れがあり買った土地でございます。村元さんがおっしゃったようにまだ周りには、森林民有林がございます。整備はここだけで終わりなのかといったお話ですが、基本的には市が所有する13haの中で整備を進めていく方針です。ただし周辺民有林の所有者から買収の意向等があれば、当然保全に向けた取組みで購入を検討していくかと思えます。財政的なこともあって積極的にこの周りを全部買い占めることについては推進計画の中にはありません。ここで終わりということではありません。今のところはこのフィールドの中でやっていく考え方で、周辺の土地所有者から買入れの申し出等が出てきた段階で、ふやすことも含めて検討

していく考えかと思えます。

委員

私は北広島森林ボランティア・メイプルというNPO法人をやっておりまして、この富ヶ岡の森の利活用について相談が来ています。実は、あそこの場所は意外と良いようで余りよくないんです。この場所にゴルフ場の還元施設としてスキー場、テニスコート、ゲートボール場を造る計画がありましたが、反対しまして、今のサンパーク総合運動公園のある場所に変えてもらった経緯があります。この場所は景観もあまりよくなくて狭いです。住宅地から離れていて歩いていません。我々団体はここに来て作業をやっていますが、この部分だけやってもなかなか全体の絵を描けないのではと思っているんです。私は里見町の住民でのボランティア団体もつくって周辺緑地を整備しています。5haぐらいの土地をやっていまして、同じことをやっている他の自治会と話していますがもう少し他の土地と繋がるように長い土地の整備。平らなところもあれば坂をのぼっていくようなところもあって、森林の中にフットパスっていいですがそれで他の土地と繋がればという意見が出ます。今回、朱書した富ヶ岡の森を個別に整備しても行くのも不便です。登っていく道路も非常に狭くて歩きづらいですから余りいいものがないかと心配を持っています。周り全体の土地を買収するということは後でいいんで土地所有者とか、管理している方々のご協力を得ながら全体の整備計画を立てるべきかと思えます。富ヶ岡のリハビリ施設がある付近の景観は山並みが見えてきれいですよね。どうしてこんなところを昔市が買っていなかったのかと思えます。公園とか神社があって、いい景観のひとつになったんじゃないかと思うんです。

我々ボランティア団体が手伝っている市の植樹では一律にナラ木のような木を使っています。そんな木を植えていてもこの森の将来において景観が良くなるとは思えないです。繰り返しますが利用もしづらいしどのようにお考えなのかと思えます。ですから、富ヶ岡の森は少し幅広い範囲を計画したほうがいいと思うんです。ここだけではイメージつかないですよ。(他の委員について尋ねる。) どう思いますか？

委員

家も建っているし、所有者がバラバラだから買収は大変では？

委員

買収はいいんです。利用させてもらうだけで。既存の道路あるいは通路をある程度利用させていただいて所有権とバッチングしないような方法で活用すれば。市民や近くの介護施設の方々もこの森を散歩して、住宅地のそばで良い場所ですから。三島の森とかは遠くてめったに行けません。貴重な緑地帯ですから。もっと広い森での活用を考えるべきでは。

事務局

ご意見としてはわかります。富ヶ岡の森についてはこれで整備が終わっているわけではありません。一番大きなのは重点プロジェクトの中でも書いていま

すが、緑化センターの計画です。建設予定地のまわりが現状有姿分譲地で実際に緑があるんですけどちょっとその辺が問題になります。これについては多分今後もいろいろと議論をいただくことになると思っています。また、富ヶ岡の森については、今のところは約 13ha の土地の中の整備計画がこれから3ヶ年の計画にはあります。緑の基本計画は平成 32 年の目指す計画であり今後 10 年後の計画ですので、富ヶ岡の森の全体については書き込みが余り書けないんですが、おそらくそういったご意見があれば…。

委員

丸で囲った部分が非常に孤立した場所ですからちょっと行きづらいです。先ほど言ったように、我々はここにスキー場を作ると不便なので反対しました。今、植樹祭をやっている場所を市民の森にするのではなくて、またサンパークの広場が私たちの意見によって今の場所になって便利であるのもわかるように、団地側に市民の森がある方が使い勝手が良いのでご検討ください。

事務局

おっしゃることは十分わかります。私ども役人的にいうと緑の基本計画中で書けるのは、このぐらいかと思っております。今後、市民に対しまして緑化センターのあり方を現課では協議を進めていくという予定ですので、そういった検討する場でいろいろなご意見を賜りたいと考えております。

委員

先ほど質問のありましたページの一番下にあります大曲東小学校の裏の森の件についてですが、当初計画では「借り入れ買い取りまたは協定締結などで保全します。」修正案では「緑保全地区の指定の導入などにより保全に努めます。」になっております。これは借り入れも買い取りも協定締結をすべてできないので緑保全地区の指定をしたいということなんでしょうか？そうすることに対する、所有者と市役所側のメリットやデメリットについてご説明いただけませんか。

事務局

ここは個人企業が持っている土地になります。それで市の教育委員会がこの森を小学校の学童に「学習の森」として使わせてもらうことで協議を進めてきました。その過程で売買の話もあったかと聞いておりますが、結果として売買ではなく、そのままの状態を利用することで話がついて野外活動の場として使っております。ただ、その森でスズメバチの襲来があって以来、利用していません。本来は市が買えば一番いいんでしょうが価格の面等を含めて没になったようです。ただ所有者が企業ですので条件があえば他人に売る意向はあるようです。ですから、所有権は動いていませんが将来はわかりませんが、今のうちに市の少しやわらかい指定をして土地の動きも含めて網をかけて森を残したい考えです。売る方としては高く売りたい気持ちもありますが、市としても山林の土地を高い値段で買えませんので、積極的に買い取り借り入れといったことができないのが現実です。

山林を買っていくことが現実的にちょっと難しい財政事情もあるということをご理解いただければと思います。

このところはこれでよろしいですか？

委員

はい。

委員

先ほど会長から前回のものと余り変えないと言う話がありましたが、ここ5年ぐらいの間に緑を取り巻く状況が環境や住民の意識においてかなり変わってきていると思うんです。先ほどお話があったとように落ち葉の問題や高齢化の問題で、それで緑は要らないっていう話もあります。一方で去年名古屋ありました生物多様性条約の国際会議をうけて生物多様性についての話。それから地球温暖化の防止、いわゆる気候変動について大きなトピックとなっています。生物多様性に関しては、特に在来種を保全しなくてはいけない問題です。外から入ってくる外来のものを駆除していかないといけない。野生動物がふえ過ぎてしまっていることに対しての問題。それらに対して住民参加するというよりも最近では住民が主体的にやっていただくということ。これは行政の負担の軽減になるかと思うんですが、そのへんの話がかなり議論をされてきています。このような時代の流れを考えながら、この資料をちょっと見させてもらいますと、やっぱり少し物足りない感じがします。財政的な問題や制度的な制約もあるんでしょうが、その辺のキーワードを少し盛り込みながら変える。あるいは少し表現を変えなくてはいけないと思っています。具体的には、例えば「野生動物のネットワークの形成」ってありますが、ネットワークを形成すると当然動物が出るんですよ。これを「野生動物」を「シカ」あるいは「エゾシカ」と置き換えると、「エゾシカの住みかや移動経路となる樹林地や河川のネットワークを形成します。」ってなると北広島市街にどんどんエゾシカを入れますよと読める文書になります。だから保全をするということが野生動物の問題として1つ出てくるんです。けれども保全をしつつネットワークをつくり管理をしていくということも盛り込んでいかない。となると、ちょっと厳しいのかと思います。ただその一方で、エゾシカ全部取っちゃえばいいかというわけにもいかない。ということで、基本的に計画の全体の中に調査をするとかいう文言が一言もないんです。この現状をどう把握するのか将来の予測をどうしていくのは都市計画課の問題ではない気もしますが、やはり現状をきちんと把握して、予測をした政策が必要かと思います。繰り返しになりますが、先ほどの野生動物のところについては同左とされていますが検討された方がいいかなと思います。

ちょっと細かい話になりますが、在来種の部分を削除していますよね。最近の考え方としては在来種を保全していくことが非常に重要です。その一方で在来種に影響を与えるような外来種は入れないことが基本方針だと思うんです。あまりご存知じゃないかもしれませんがニセアカシアは特定要注意外来植物



ということで駆除対象になっています。だから、今うちの大学にありますニセアカシアをどんどん切っています。駆除しないとほびこってしまいます。他の在来の生態系に影響を与えるということで駆除しています。昔はニセアカシアという札幌を彩る木になっていましたが、今やそれをどんどん切らなくては行けない。このような在来種をどう保護していくかも重要なことだと思います。それから最後に、市民参加や市民協働といったソフト的な事業をこの中に盛り込んだ方がよろしいんじゃないかと思います。ここに実際にいろいろ植林をしますとか小学校の体験学習をしますとか書いていますが、どれも都市計画がやる事業じゃないですね。この緑の基本計画に自らが主体的にやるソフト事業を少し入れるべきじゃないかなと思うんです。このような制度的にどうなのかと言われるハード事業はいろいろ書かれています、やはり最近の住民主体となるソフト的な事業を少し入れておいた方が、あるいは入れられればと思います。この計画の中に教育部門がやるものとか環境部門がやるということがいろいろと混じっているように思いますので、その主体的にある部分を少し入れられてはどうかと。

ちょっと長くなりました。終わります。

会長

今おっしゃったことは、まさにそのとおりだと私は思います。緑の基本計画の見直しをどうとらえるかということになります。おっしゃいましたように現状が変わっていますので、それを踏まえてどのように考え方を作っていくかというか、今までの基本計画でいいのか、あるいは少し変えていいのかということ、最初で議論しないと、なかなか個々の部分を、今回わたしました内容を議論しにくいですね。ですから第1章、第2章、第3章あたりでそういうところを議論しておいた上で、具体的な話にいかないと整理がつかないですね。また振り出し戻ってしまいますね。緑の基本計画は将来に向けてのこと、大筋を決めることであって、細かい具体的な施策をどうこうという話ではないんです。ですから余り細かいことにとらわれ過ぎたらこの基本計画の目標にそぐえないようになってしまいますね。ただ一方では、皆さんの地元で具体的なことがどうしたらいいかということやぜひ聞いて欲しいこともあるかと思うんです。その辺も少し整理しながら進めていかないと、何のために変えていくかも曖昧になりますね。今日出した資料について、いろいろとご意見をいただきまして直せるものは直す。次回は第2章3章4章ですか。多分今出されたようなことについては、次回また議論されるべきだろうと思います。

事務局

大変貴重なご意見いただきました。私も野生動物の部分については、どう変えたらいいのかというのがあります。生物多様性の部分についても国からも含めていろいろと言われています。それから、緑のあり方については量よりも質の高い緑を保全していこうという考え方もあります。それで先ほど金子先生から、また会長からも言われました市民協働については里親制度として、実は市

でも以前からやっています。例えば、公園管理は町内会と協働で里親制度をやっている街路樹について協働でやっています。ただ、協働でやっても現実住民の高齢化の問題もあって継続維持するのが難しいということもあります。ただ、市民協働といった部分については確かに書き込みとしては弱いのかなと思っていますので、もう一回全体を見直しまして次回その辺のあり方から議論していただきたいと思っています。また、街路樹の在来種をなくす部分については、あえてココを削らなくても良いのかと思いつつも、現課の意見として管理上の問題もあり削除しました。ただ、基本計画を作ったときは街路樹を在来種で埋めようという意見もあって書いた経緯があって、あえてこれは消さない方がいいかなと個人的には思っています。

会長

外来種と在来種に関する問題は生物多様性の中でも大きな課題のひとつではあります。ただ街路樹に限って在来種がどうのこうのということではありません。市のいろいろなところに植栽をしていくなかで在来種重視を打ち出していかないとならないかと、ただ街路樹は特殊な環境にありますから在来種で全部とはならないのでは。だから、その辺が議論の余地はあるということです。

委員

例えば花壇に外来種であるチューリップを植えるなどということではなく、お庭をつくる場合は外国樹種を使うということもひとつあるかなと思うんです。今、浅川会長が言われたように考え方として生物多様性の問題点が非常に大きくなっています。

先ほど、山口委員が言われたようにどうもこの修正案が後ろ向きに後退しているような印象がかなりあると思います。いろいろな箇所例えば在来種も削除、他にココを削除するとなんかこう…。ただ、一方で世の中はかなり前に、前というか別の進路に舵を切っているような状況がありますので、やはりそこに合わせながら、少し全体計画をもう少し考えてられた方が…。全部直すとしたら大変かもしれませんが、少しキーワードを入れながらやられた方がよろしいかと思えます。

会長

あと、今はガーデニングの関係で問題となっているのは、外来のかなり侵食性の強いハーブが問題になっています。ですからガーデニングを契機として自然地域の中に広まっています。そういう問題が札幌でもかなり深刻な問題として出されています。今あるいろんな問題があろうかと思えます。そういうことをどこかできちんと整理をしておいて、書き込んでいかないといけないですね。この計画のなかで細かいことを書くのは必要ないんですが、どこかでそういう整理はしないといけないかと。それから都市計画の関係ですと、低炭素化都市とかいろいろな課題であげられています。それらのことにも緑が関わっていることを最初にある程度触れとかないといけないかと思えます。

事務局

我々の進め方が、前回緑の総量をやっていきなり各論の細かいことをやったことも良くなかったかもしれません。今言ったような今後の緑はどうあるべきという方向で議論して、うちの緑の部分という議論を本来すべきだったかと思えます。次回は、施策の担当課ともう一度協議しまして今後の北広島市の緑の目指す方向性、あるいは考え方の部分を議論したいと思います。今日は、いい機会ですから意見を出しただいて、次回までに内部議論をさせていただき緑の考え方を議論したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

今の委員と会長のお話は、私も実際にやっている現場で感じております。昔は計画書を作る仕事をしていましたので、市のやろうとしている意味合いはわかります。ただ全体のイメージがわからないんですよ。例えば、この中で「人材育成プロジェクト」ってありますが、実際に我々がそういうボランティア活動を5年ほどやっていますが、具体的に相談に行くところがないんです。一応、都市整備課が窓口なので行きますが2年、3年で担当が変わりますから、こういうレベルの話をほとんどしません。相談しても公園法、河川法とか森林法で原則ダメから始まります。例外としてやるといったら、おっかなビックリでやる。ましてやそれに対する助成も出ません。我々が管理している緑地の中に排水溝があって、道にする場合は危ないので蓋をすることを相談しても整備するお金すら出ない。それで我々が負担してコンクリート平板を買って並べています。結局自己負担です。市ではお金を出すにあたって見積りとか細かい書類を要求して時間もかかるので自己負担でやります。寄付も集めてどうにかやっています。それでもやるのは、何らかの社会貢献をしたい気持ちや住んでいるところを少しでも良くしたいからです。緑は人に明るい気持ちを与えるものです。花とか自然とかは人に生命力を与えます。緑は人によっては多様性があるもので大事かと思えます。

だから、そういった何かをやる場合に緑の相談窓口がないのが問題です。緑化センターや都市計画課でも良いんですが窓口が必要です。緑についてのアドバイスできる専門家を紹介するとか人材育成と言いながら講習会すらないです。また、簡単に植樹って言いますが、その段取りは実際には私たちがお膳立てしています。10分くらいで終わっていますので植樹しても木は育ちません。そんな有様です。人材の育成制度の充実もないし、我々がやること全てが原則ダメ、意見を聞いてくれない。自分たちが前向きに行動しようとしても規制するこんなことばかりです。

外来種、ニセアカシアの問題も切実です。札幌でも広い範囲被害が出て対処しているかと思いますが、私どもも北広島で3年かけて取り組んでいますが、木は切っても生えてきます。10本切っても100本生えてくる有様です。そのため飛散しない閉じ込め作業で対処していますが、これも市は何もしてくれません。行政はできないので住民団体にやっていることを補助できる制度があれば…。

会長 貴重なご意見ありがとうございます。時間が迫っております。ただ今回で全て決めてしまう訳にはいきませんので、次の6章もご説明いただいてご意見をいただきながらですね。また次回なのかその次になるのかわかりませんが全体の話の議論を進めた後でもう一度この具体的なところはご意見いただいて決めるとようにしたいと思いますがよろしいですか。

委員 意見を提案させてもらっていいですか。私ひとりしゃべって皆さんに迷惑かけますので具体例をつけて送りますのでよろしくをお願いします。

会長 多分具体的なことはいろいろ皆さんおありだと思います。それで、今回はご説明を市からいただいて、その後を…。今日は、多分時間もありませんので、次回か次々回にあたり具体的な提案について審議をさせていただくという方向でよろしいですね。とりあえず第6章についてもご説明をいただきたいと思います。

事務局 (第6章について説明)

会長 ただいまご説明いただいた重点プロジェクトのほとんどは5章の中には出てきてご意見もいただいたところがございますけれども、5章6章あわせてでも結構ですがご質問ご意見いただければと思います。

委員 全体的に見て当初計画の内容の方が、具体的に「こういうものをつくる。」「こういう条例をつくっていく。」とかきちんとしたものがあつたのに、新しい修正内容になると「これできました。だからこれを保全していきます。」「こういう条例をつくりました。だからこれを推進していきます。」「努めます。」「管理を行っていきます。」となつていまして何か前回の方がよかったというか、具体的で道しるべがはっきりと見えていたような気がします。今度の修正内容は「これを守っていく」「これをなんか管理していく」が多いかなと思えます。例えば、「自転車道路のところに学習の森と水辺の広場の設備を推進します」ということが当初の計画であつて、それが計画どおりに「16年と17年に整備をしました」ということでしたら今度は、「何かそういうものをつくる」という計画を盛り込むのかなと思つたら、「今後も休息の場として活用を図ります」で終わっているところが役所的というか、今までの方が具体的でよかったかなと思うんです。今の時代というのはつくつたものを保全したり守るという時代なのかもしれませんので、「具体的に何をつくる」ではなく「保全だの管理だの努めますとか守ります」となっているんでしょうか？

事務局 まず、この緑の基本計画は平成16年に作りました。それで目標年とした平

成 32 年までに何をするかという計画であります。その間に時代の流れとか変わっていますから、新たにつくることも当然あろうかと思えます。今回は、ちょうど中間年次でしたので、具体的に平成 16 年に作ってきたものができたかできなかったか十分なのかという検証をしました。その結果、多くの部分が大体予定どおり計画どおりできてきているものですから、そういう表現に変えていました。それで、皆さんにご意見をいただきたい部分については今後の緑をどうするか、新たに必要となる部分、施設整備はこういう部分をすべきというご意見があれば、それで検討する値があるかと思うんです。前回の緑の総量の時にも言っておりますけれども市街地の中の公園については整備率が 99% ぐらいになってきてもう 100% いくこととなります。ただし、市街地の民有林本当の自然の森というのはどんどん今後減っていく予測ですから、どうやって守っていくことが今後の緑の考える上では重要なことと思っています。そういった意味で、自転車道の学習の森や水辺の広場というのは一定程度できたことから、平成 32 年の自転車道について新たな部分は今のところ考えてないので、「守っていく」という表現になっています。ですから、「後退した」という言い方よりも「もう達成しました」ととらえていただきたいです。ただ、先ほどからいろいろなご意見が出ていますが、この 10 年ぐらい経過している間で生物多様性など新たなニーズがある部分についてはこの計画の中に書いていくべきだと思いますので、ご意見として承りたいなと思っています。よろしいでしょうか？

それで平成 32 年までの計画で達成している部分とまだ達成していない部分がありまして、今後 10 年間の課題として整備をしていこうという考え方として、先ほどから言っております市民の森の活動フィールドが富ヶ岡の森にすることが新しいこととなります。公園は予定どおり整備してしまして、残っている部分をちょっとやったら終わります。ただそれ以外のソフト面は、まだ不十分かと思えます。住民との協働のあり方などそういった部分がまだ不十分な点がたくさんあるかと思えます。だからそのご意見いただきながら、強化すべき部分があれば書き込みが必要なのかと思っています。

委員

例えばソフトの面では、森林ボランティア活動についてとありますが、富ヶ岡の森に 1 年に 1 回来て、30 分間で 1 回木を植えて終わることがその計画になりますか？そんなことだったら計画に書かなくても良いですよ。年間行事表で十分ですよ。

そこを拠点とするなら年間行事で市民が散策、スケッチ、学習するイベントなどをすべきです。また、森林ボランティアの拠点として簡単な施設を作って、炭を焼いて見せるとかやるべきです。

ソフトの面では多様な利用もありますので、事務担当者が許可の手引きとする緑の目標とかあれば弾力的に活動もできます。それにあたっての市民協働や市民参加を緩やかにする。でも相談するところがない。聞きに行くところもが

分からない。そんなことですから、この計画をもっと分かりやすくすべきではないかと思います。また、もう少し市民参加とか協働ができる仕組みも考えるべきではないかと思います。

事務局

ちょっと、議論の進め方が悪かったことをお詫びします。次回は指摘を受けている部分、全体の方向性をきちっと議論して個別の部分の話に入るべきかと。今回わたしました部分については、どちらかということと実施の現実的な話です。ですから、先ほど言いましたように生物多様性の問題、市民参加のあり方などについて北広島市としてはどういう方向でどう進めていくんだという考え方をきちっと議論をしてから、その計画に沿った適切な表現になっているかどうかという議論をした方がより進むのかと思っています。次回は、そういう場を作りたいと思っています。

会長

今おっしゃられていたことに尽きると思うんです。最初に、平成16年に作った時点で重点的に考えなければいけないことが、今の段階である程度達成したら、何を重点的に考えなければならぬことと当然少しズレが出て来ていますよね。例えば、先ほどある委員がおっしゃった緑のネットワークの話にしてもそうですね。そのころは、まだ具体的な話までいってなくて、かなり抽象的に書かれていたかと思います。今は、都市公園などいろいろな施設整備が進んだので、その段階でネットワークがどうあるべきかを具体的にやらないといけないと思うんです。市民参加についても、あの当時は盛り上がりはいたんですが今はどうか。その当時の一般的な考え方が、今の段階でどんな課題になって次の目標にステップアップするために何が必要なのかをやはり議論しなくてはならないと思いますね。そんなことでベースになるところを次回もう一度検討する、審議するという機会を与えていただきたいと思います。それで、今日は一応12時までということですので。

事務局

そのとおりでございます。次回は主要なテーマの絞り込みをしまして。今後の緑のあり方という大きなくくりの中で今日は住民参加、生物多様性の問題、人材育成の問題、活動のあり方、いろいろ出ましたのでうちのほうでピックアップして現状と課題を出して、それに対しての市の方向性についてわかりやすいようなシートを作って行いたいと思います。今日の資料はどちらかというと国語審査会みたいな話でおもしろくなかったかと思います。今後の方向性をテーマにして、ちょっと議論いただいて皆さんの意見をいただきたいと思います。今日の、この事務的な部分は、仕上げの段階で十分だと思っていますので、今後はそんな方向で検討させていただきたいと思います。

委員

お金のことを市で手当てできないのは分かりますが、夢を持たせるのは大事かと思います。

委員

会長や課長から話があったとおりで、私も全くそのとおりだと思います。この計画どおりに施設整備がうまくできていることは非常に素晴らしいことだと思います。ただ、この公園施設が 99%できたら次は何をするかということやっぱり夢を書くっていうのが実は計画ではないかと。確かに、このご時世でなかなか難しいところもあるかと思うんですが、少し夢物語も入れられた方がよろしいかなというのがひとつです。もうひとつは、ちょっと話してなかったんですが生物多様性という観点から見ると、日本のこれまでの緑の基本計画がどうしても森林に偏っているんです。何かプログラムをやる場合は植樹ってなるんです。けれども、例えば湿地、水辺、川とかその辺のプログラムをうまくつくっていく必要があるか思います。ただ、今ある緑の基本計画にそれをどのように位置づけられるのか少しわからないところがあります。そのあたりを少し盛り込まれてはどうかと思います。


会長


まさにそのとおりで、緑がいろいろな面に関わりがあります。例えば機能生産性緑地という言い方で一応範疇に入っていますが、それは別扱いに今までは大部分がなっていると思うんです。河川についても緑の範疇には入りますが、やはり行政の縦割りの組織のため例えば河川課と緑地課のせめぎ合いで河川の管理は河川課って扱いで口出しできないとかあります。北広島市のように比較的まとまった人口や面積が大きくないところで、その壁は取り外して欲しいですね。札幌市みたいに大きくなってしまえば縦割りがかなり強いですよ。縦割りのところが残っていて、やりにくいとは思うんですが何とか克服して市の緑の将来のあり方にかかわるように基本計画は作って欲しいと思います。あくまでも基本計画ですので、余り細かく具体的な話には入れないんです。この基本計画を基にして具体的な計画や施策をつくっていくベースになるものとお考えいただきたいですね。

事務局

それで次回につきましては、前回もスタートが遅かった部分もございまして 1 ヶ月ベースやろうと思っていましたら。12 月は議会がございまして 12 月開催は事実上できません。それで年明けの 1 月下旬か 2 月初旬に次回を考えています。今からは年明けの日程は決めきれないので、年明け早々に会長の都合も含めて調整をしまして、皆さんにご案内をさせていただきたいと考えております。今日は、次回の日程は決められませんが、1 月下旬から 2 月初旬ということでご理解をいただきたいと思います。

○ 議事録署名委員

氏名	尾田 辰夫	
----	-------	---

氏名	山北 雅彦	
----	-------	---